国立市立学校給食センター整備運営事業

入札説明書

令和 2 年 10 月

国 立 市

目 次

第1	入札説明書等の位置づけ	1
第2	事業の目的及び内容	2
1	事業の目的	2
2	事業の基本方針	2
3	事業名称	3
4	事業実施場所	3
5	事業概要	3
6	本施設の管理者の名称	3
7	事業の対象範囲	… 4
8	事業方式	5
9	事業期間	5
1	0 事業スケジュール (予定)	6
1	1 事業期間終了時の措置	6
1	2 事業者の収入	6
1	3 収益還元 (納付金)	6
	4 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	
1	5 遵守すべき法制度等	7
第3	入札参加者の備えるべき参加資格要件	·10
1	入札参加者の構成等	10
2	業務実施企業の参加資格要件	10
3	入札参加者及び協力企業の制限	12
4	事業者における下請契約	13
5	特別目的会社(SPC)の設立等	13
6	参加資格要件の確認基準日	13
7	入札参加者及び協力企業の変更	13
8	電子入札サービスの追加登録	13
第4	事業者募集等のスケジュール	·14
第5	入札手続等	·14
1	担当窓口	14
2	入札に関する手続	14
3	入札参加に関する留意事項	18

	4	入札予定価格1	9
第	6	入札書類の審査2	0
	1	事業者評価委員会	0
	2	審査方法	0
	3	審査項目等	0
第	7	提案に関する条件 ····································	2
	1	立地条件等	2
	2	施設の設計及び建設・工事監理、維持管理及び運営等の提案に関する条件2	2
	3	業務の委託	2
	4	資金計画・事業収支計画に関する条件2	2
	5	本市の費用負担	:3
	6	サービスの対価2	:3
	7	本市による事業の実施状況及びサービス水準の監視2	13
	8	土地の使用	:3
	9	保険	:3
	1	0 本市と事業者の責任分担2	:3
	1	1 財務書類の提出	4
笙	8	契約に関する事項2	5
		契約手続き ····································	
		契約の枠組み ····································	
		契約金額	
		契約保証金	
		事業者の事業契約上の地位 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		提出書類2	
	1	入札時の提出書類2	7
第	1	0 その他2	9
	1	事業の継続が困難となった場合の措置2	9
	2	金融機関と本市の協議(直接協定)2	29

様式1 入札説明書等説明会及び事業予定地説明会参加申込書

様式2 入札説明書等に関する質問書

様式3 入札説明書等に関する個別対話参加申込書

第1 入札説明書等の位置づけ

この入札説明書は、国立市(以下「本市」という。)が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき、特定事業として選定した国立市立学校給食センター整備運営事業(以下「本事業」という。)を実施するに当たり、民間事業者(以下「事業者」という。)を総合評価一般競争入札により募集及び選定するため、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)を対象に配付するものである。

また、この入札説明書は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、国立市契約事務規則(昭和39年規則第19号)及び本事業の調達に係る入札公告(以下「入札公告」という。)のほか、本市が発注する調達契約に関し、入札参加者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書に合わせ配付する次の資料を含め、「入札説明書等」と定義する。入札参加者は 入札説明書等の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

事業契約書(案):本事業の実施に係わる契約(以下「事業契約」という。)の内容を示すもの(仮事業契約書及び事業契約約款(案)により構成され、事業契約約款(案)には、別紙も含まれる。)

要求水準書(添付資料及び閲覧資料を含む。):本市が事業者に要求する具体的な設計、建設、 維持管理及び運営のサービス水準を示すもの

落札者決定基準:入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの

様 式 集:提案書の作成に使用する様式を示すもの

基本協定書(案):事業契約の締結に向けて、本市と落札者との間の基本的な協約事項を示すもの

なお、入札説明書等と令和2年8月3日までに公表済みの実施方針及び要求水準書(案)、 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問等に対する回答に相違のある場合は、入札説明書 等の内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び要求 水準書(案)に関する質問等に対する回答によるものとする。

第2 事業の目的及び内容

1 事業の目的

本市では、第一学校給食センター・第二学校給食センターを設置し、市立学校に通う児童生徒の給食を40年以上にわたり安全に提供してきた。その一方で、両施設は経年により施設・内部設備ともに老朽化しており、現在において求められる衛生水準や機能と比較して、解決すべき問題が存在している。このことは国立市学校給食施設整備検討委員会や施設・整備性能診断調査結果でも指摘されており、将来にわたり全ての児童生徒に安心安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を継続して提供するためにも、給食提供施設を更新する必要がある。

本事業は、HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point) の考え方を取り入れた新たな学校給食センター(以下「本施設」という。)を整備し、安全でおいしい給食を提供するものである。

なお、本事業を実施するに当たっては、PFI 法に基づき、施設の設計、建設、維持管理及び 運営業務を長期に、かつ、一体的に実施するもので、民間の資金、経営能力等の活用を図り、 良好な施設の整備や維持管理、効果的な運営等により、児童生徒に喜ばれる、安全でおいしい 給食の提供を目指し、あわせて長期的な観点で事業コストの縮減を図るものとする。

また、本事業においては、安心安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供だけでなく、 市民サービスの向上や事業コストの縮減、歳入の確保につながるような、付加価値の高い事業 内容となることを目指している。

さらに、本事業を実施するに当たっては、平成27 (2015) 年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標の「貧困」、「飢餓」、「保健」、「教育」、「生産・消費」、「環境」といった学校給食と密接な関係にある分野の視点が必要となる。本事業はPFI手法を用いて、本市と事業者がともに協力して事業を行うことが重要であり、給食の提供及び付加価値の向上においては、事業者のこれまで培ったノウハウやアイデアの提案を期待している。













2 事業の基本方針

本事業は、新たに一日当たり 5,000 食の調理能力を有する本施設を整備するとともに、所定の事業期間内において施設の維持管理及び運営を行うもので、以下に示す基本方針を十分に踏まえ、実施するものとする。

①食の安全性の確保

学校給食衛生管理基準に適合するとともに、HACCP の概念を取り入れ、食材や調理したもの、食缶、食器等の流れや調理員等の配置について、明確かつ厳密な管理区分を設ける等、徹底した衛生管理と食の安全に対するリスク削減に努める。

また、児童生徒の身体状況を適切に把握するとともに、食物アレルギーへの対応をは じめとし、個別的な配慮をできる限り行い、アレルギー原因物質の除去食の提供等を行 う。

②市民・学校等と連携した給食づくり

現在、本市では国立市立学校給食センター運営審議会や学校給食献立作成委員会、学校給食用物資納入登録業者選定委員会を通じて、保護者をはじめとした市民や学校等と連携した質と透明性の高い学校給食の提供を行っている。今後もこのような仕組みを維持しつつ、施設見学や試食会などを通じて多くの市民の意見を聞きながら、より透明性の高い給食づくりに取り組んでいく。

③学校給食を通じた食育の推進

食育は、子どもたちにとって心身の成長や人格の形成に大きな影響を与え、生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものである。食についての理解を深め、望ましい食習慣を身に着けたり、食に関する感謝の念を育むために、学校給食を生きた教材として活用し、食育を推進する。

施設見学や試食会などを通じ来所者同士の交流が生まれる施設となることや、児童生徒や保護者をはじめとした幅広い世代の市民に、学校給食について深く知っていただくとともに、献立の目的や食材の知識、食事のマナーなどの、情報発信を行う拠点の一つとする。

④労務環境および環境負荷への配慮

働きやすく快適な職場環境とするとともに、無駄のない効率的な作業空間の実現を図る。

設計・建設・運営・維持管理などについて、地球環境にも配慮し、調理機器等の省エネルギー化、廃棄物の減量とリサイクルへの取組等、環境負荷の軽減について十分検討した上で、設備の充実を図るものとする。

⑤付加価値の向上

学校給食以外の他事業と連携・協力を行い、学校給食に加え新たな機能を付加することで、地域における新しいサービスの実施や財政負担の低減、施設の有効活用等につながる付加価値の向上を目指す。その際は、事業者のこれまで培ったノウハウやアイデアを積極的に活用する。

3 事業名称

国立市立学校給食センター整備運営事業

4 事業実施場所

(1) 事業予定地

東京都国立市泉1丁目3-6

(2) 敷地面積

3, 823. 76 m²

5 事業概要

5,000 食/日の調理能力を有する本施設の設計・建設及び維持管理・運営を行う。

6 本施設の管理者の名称

国立市長 永見理夫

7 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりである。

① 設計業務

- ア 事前調査業務 (現況測量、地盤調査等)
- イ 設計業務
- ウ 本事業に伴う各種申請等の業務
- エ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

② 建設·工事監理業務

- ア 建設業務
- イ 厨房機器等の調達及び設置業務
- ウ 什器・備品等設置業務
- エ 食器・食缶等の調達業務
- 才 工事監理業務
- カ 近隣対応・対策業務
- キ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

③ 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備・厨房機器等保守管理業務
- ウ 什器・備品等保守管理業務
- エ 食器・食缶等の更新業務
- 才 外構等維持管理業務
- カ 環境衛生・清掃業務
- キ 警備保安業務
- ク 修繕業務 ※
- ケ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務
 - ※ 建築物、建築設備に係る大規模修繕については、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象 範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対し て行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう(「建 築物修繕措置判定手法((旧)建設大臣官房官庁営繕部監修)」(平成5年版)の記述に準ずる。)。

④ 運営業務

- ア 開業準備業務
- イ 検収補助業務
- ウ 給食調理業務
- 工 給食配送・回収業務
- オ 配送校内における配膳業務
- カ 洗浄・残滓処理等業務
- キ 食に関する指導の支援業務
- ク その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

- ※ 事業の根幹となる業務は本市が実施主体として実施し、責任をもって本事業を進めることとし、 運営に関して本市が実施する主な業務は、以下のとおりとする。なお、食材の調達については 「国立市学校給食用物資納入基準書」に基づき行う。
 - i) 献立の作成
 - ii) 調理食数の決定
 - iii) 食材の調達
 - iv) 食材の検収
 - v) 食材等の放射性物質の測定検査
 - vi) 検食
 - vii) 給食費の徴収管理
 - viii) 食に関する指導

⑤ 自主事業(任意)

事業者は、以下の点に留意した上で、本市が許可した場合に限り、自主事業を実施することができる。なお、自主事業に関する提案は、本市に対して契約期間中いつでも行うことができる。

- ア 公共施設の有効活用の観点から、地域の活性化や市民の健康増進等の市民サービス の向上に寄与するものとすること。
- イ 学校給食法をはじめとする各種法令、指針、基準等の趣旨に反することのないよう な事業とすること。
- ウ 施設整備や自主事業運営において主体事業である本施設の維持管理業務及び運営 業務に影響を及ぼさないようにすること。
- エ 自主事業が許可を受けた内容と異なる場合、あるいは自主事業を継続することが不 適当であると本市が認めた場合等は、本市は事業者に対して自主事業を中止させるこ とができること。
- オ 施設内の設備類を利用した、調理作業を伴う収益事業を行う場合は、食中毒リスク 防止のため、学校給食で提供する同一食材を使用すること。(夏休みなど学校給食を 長期停止している場合は除く)
- カ 自主事業実施に伴う全ての費用及びリスクは、事業者の負担であること。
- キ 自主事業実施に伴い、事業者の新たな投資により形成された資産については、契約 期間満了時において事業者の責任において撤去又は処分を行うこと。

8 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき本市が事業者と締結する PFI 事業に係る契約(以下「事業契約」という。)に従い、事業者が、本施設の設計・建設等の業務を行い、本市に所有権を設定した後、事業契約により締結された契約書(以下「事業契約書」という。)に定める事業期間中、維持管理及び運営業務を遂行する方式(BTO: Build Transfer Operate)により実施する。

9 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より令和 20 年 7 月末日 (維持管理運営期間約 15 年間) までとする。

10 事業スケジュール(予定)

事業スケジュールは、概ね次のとおりとする。

事業契約締結	令和3年6月
事業期間	事業契約締結日~令和20年7月末日
設計・建設期間	事業契約締結日~令和5年6月末日
開業準備期間	施設引渡し日~令和5年夏期休業末日
運用開始日	令和5年2学期始業日
維持管理期間	施設引渡し日~令和20年7月末日
運営期間	運用開始日~令和20年7月末日

11 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、施設から速やかに退去する。

なお、事業者は、事業契約期間満了後に本市が本施設を継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業契約期間満了日の約2年前から、本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと(事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。)。

12 事業者の収入

(1) 施設整備費

本市は、本事業において、本施設の引き渡し後、本施設の設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価について、事業契約書に定める額を、事業期間終了時までの間、一時に 又は定期的に支払う。

(2) 維持管理・運営費

本市は、本施設の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価について、事業契約書に定める額を、事業期間終了時までの間、定期的に支払う。

(3) その他の収入

事業者は、自主事業を実施する場合、自主事業に係る売り上げを自らの収入とすることができる。なお、自主事業の実施に必要な経費や光熱水費等は、全て事業者の負担とする。

13 収益還元(納付金)

本事業では、事業者が本施設を活用して自主事業を実施する場合は、納付金として、その売 上又は利益の一部を、自主事業の実施期間中、毎年度、本市へ支払うこと。

売上又は利益に対する割合については、事業者からの提案に基づき協議のうえ決定する予定である。

14 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。

(2) モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理時及び運営時の 各段階において実施する。

(3) モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(4) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を一定限度下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

15 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成 12 年総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。)並びに地方自治法のほか、以下に掲げる関連法令(当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。)を遵守するとともに、関連する要綱・基準(最新版)についても、適宜参照すること

なお、以下に記載のない法令等についても、必要により適宜参照すること。

【法令・条例等】

- ① 建築基準法
- ② 都市計画法
- ③ 消防法
- ④ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ⑤ 水道法、下水道法、水質汚濁防止法、河川法
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 大気汚染防止法、悪臭防止法
- ⑧ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ⑨ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ⑩ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- (1) 電気事業法、騒音規制法、振動規制法
- ② 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- ③ 学校教育法
- ④ 学校給食法
- (15) 食育基本法
- ⑥ 学校保健安全法
- ① 食品衛生法
- (18) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- ④ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ② 警備業法、労働安全衛生法その他各種のビル管理関係法律
- ② 建設業法
- ② 労働基準法、労働契約法その他労働関係法律
- 23 条例

- ア 東京都福祉のまちづくり条例
- イ 東京都建築物バリアフリー条例
- ウ 東京における自然の保護と回復に関する条例
- エ 国立市まちづくり条例
- 才 東京都情報公開条例
- カ 国立市情報公開条例
- キ 東京都個人情報の保護に関する条例
- ク 国立市個人情報保護条例
- ケ 国立市文化財保護条例
- コ 国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保 に関する条例
- サ 東京都環境基本条例
- シ 国立市緑化推進条例
- ス 国立市都市景観形成条例
- セ 東京都下水道条例
- ソ 国立市下水道条例
- 夕 東京都給水条例
- チ 東京都火災予防条例
- ② その他関連法令、条例等
 - ア 国立都市計画谷保第一地区地区計画

【要綱・基準等】

- ① 公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)
- ② 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ③ 建築構造設計基準及び同基準の資料
- ④ 建築設計基準及び同解説
- ⑤ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ⑥ 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- ⑦ 建築工事安全施工技術指針
- ⑧ 建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)
- ⑨ 建設副產物適正処理推進要綱
- ⑩ ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- ① 学校給食実施基準
- (12) 学校給食衛生管理基準
- ③ 大量調理施設衛生管理マニュアル
- ④ 学校給食調理場における手洗いマニュアル、調理場における洗浄・消毒マニュアル、 調理場における衛生管理&調理技術マニュアル、学校給食調理従事者研修マニュアル
- 15 食に関する指導の手引
- 16 学校環境衛生基準
- (7) 東京都グリーン購入推進方針
- 18 国立市グリーン購入基本方針
- 取京都建築工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書
- ② 「都市計画法」の規定に基づく開発行為の許可等に関する審査基準及び「宅地造成等規制法」の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の審査基準国立市環境基本計画
- ② 国立市環境基本計画
- ② 国立市域温暖化対策マニュアル
- ② 国立市循環型社会形成推進基本計画
- ② 国立市まちづくり条例施行規則
- ② 国立市都市景観形成条例施行規則

- 26 大規模行為景観形成基準
- ② その他関連要綱及び基準
- 28 学校給食における食物アレルギー対応指針

第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

1 入札参加者の構成等

- ア 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ(以下「入札参加グループ」という。) とする。入札参加グループは、代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とする。
- イ 代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として、参加表明書において明記すること。また、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
- ウ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、SPC を仮事業契約締結時までに設立するものとする。なお、代表企業は、入札参加グループ中最大の出資割合を負担するものとする。
- エ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。
- オ 入札参加者は、業務の遂行において可能な限り多くの市内業者を登用すること。なお、「市内業者」とは、本店または支店が国立市内にある企業をいう。

2 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、厨房機器等の調達及び設置、工事監理、維持管理及び運営の各業務を行う者(事業者が設立する SPC からこれらの業務を受託する者を含む。)は、それぞれ①、②、③、④、⑤及び⑥の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びその関連企業は、工事監理業務を行うことはできない。

① 設計業務を行う者

設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c、d 及び e の要件は、少なくとも 1 社がいずれにも該当すること。

- a. 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条第1項の規定により、一級建築士事務 所の登録を受けた者であること。
- b. 入札参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて本市に登録があり、申請業種が建築設計であること。
- c. HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。 なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、 ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の設計実績、ドライシス テムの学校給食施設の設計実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは HACCP に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。
- d. 平成 21 年 4 月以降に着手した延べ面積 2,000 ㎡以上の公共施設の設計実績(基本設計又は実施設計)を有していること。
- e. 平成 21 年 4 月以降に着手した学校給食センター又は集団調理施設(以下「学校給食センター等」という。)の新築若しくは改築工事の実施設計実績を有していること。

② 建設業務を行う者

建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については全ての企業が該当し、c 及び d の要件は、少なくとも 1 社がいずれにも該当すること。

- a. 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- b. 入札参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて本市に登録があり、申請業種が建築工事であること。
- c. 建築一式工事において、延べ面積 2,000 ㎡以上の公共施設の施工実績を有していること。
- d. 電子調達サービスにおいて、建設業法による経営事項審査の結果、建築一式工事の総合評定値P点が900点以上(市内業者は700点以上)であること。総合評定値P点については、最新のものに限る。

③ 厨房機器等の調達及び設置業務を行う者

厨房機器等の調達及び設置業務を複数の企業で実施する場合は、以下に示す a の要件については、全ての企業が該当し、b の要件は、少なくとも 1 社が該当すること。

- a. 入札参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて本市に登録があり、申請業種が厨房であること。
- b. 平成 21 年 4 月以降に着手した学校給食センター等又は調理施設を有する学校の厨房機器等の調達及び設置業務の実績を有していること。

④ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c 、d 及び e の要件は、少なくとも 1 社がいずれにも該当すること。

- a. 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 入札参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて本市に登録 があり、申請業種が建築設計であること。
- c. HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。 なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、 ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の設計実績、ドライシス テムの学校給食施設の設計実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは HACCP に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。
- d. 平成 21 年 4 月以降に着手した延べ面積 2,000 m 以上の公共施設の工事監理実績を有していること。
- e. 平成 21 年 4 月以降に着手した学校給食センター等又は調理施設を有する学校の新築若しくは改築工事の工事監理実績を有していること。

⑤ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、以下に示す要件について、全ての企業が該当すること。

a. 入札参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて本市に登録があること。

⑥ 運営業務を行う者

運営業務を複数の運営企業で実施する場合は、以下に示す a の要件については、全ての企業が該当し、b 及び c の要件は、少なくとも 1 社がいずれにも該当すること。

- a. 入札参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて本市に登録があること。
- b. HACCP に対する相当の実績等を有していること。 なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施 設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の運営実績、ドライシ ステムの学校給食施設の運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは
- c. 給食調理業務を行う者については、平成21年4月以降に学校給食センターにおいて、 4,000 食/日以上の調理業務の実績を有していること。

3 入札参加者及び協力企業の制限

以下のいずれかに該当する者は、入札参加者及び協力企業となることはできない。

HACCP に関する審査員資格等を有していること等をいう。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- ② 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ③ 建設業法 (昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号) 第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(以下「更生手続開始の申立て」という。)をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- ⑤ 民事再生法第21条の第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ⑥ 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがな されている者。
- ⑦ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了する までの期間に、市から入札参加停止の措置を受けている者。
- ⑧ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- ⑨ 法人及びその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5 年を経過しない者。
- ⑩ 本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - · 株式会社 建設技術研究所
 - ・ シリウス総合法律事務所
 - · 竹澤建築設計工房
 - 永井公認会計士事務所

- ① 6-1 に記載の国立市立学校給食センター整備運営事業 PFI 事業者評価委員会(以下「事業者評価委員会」という。)の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- ② 最近1年間において法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者。
- ③ 入札参加者及び協力企業のいずれかで、他の入札参加者又は協力企業として参加している者。

4 事業者における下請契約

代表企業、構成企業及び協力企業から業務の一部を委託する場合は、適正な下請契約を行う ために以下の点に留意すること。

- ① 下請け業者に対して、適正な契約の締結、代金の支払い、施工体制の適正化を徹底すること。
- ② 見積依頼書の提示及び明確な経費内訳による見積書の提出、適正な工期の設定、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、賃金等に加えて必要な諸経費を適正に考慮すること。なお、賃金の算定に当たっては、労働者の健全な生活が守られるよう適正な算定を行うよう努めること。

5 特別目的会社 (SPC) の設立等

入札参加者は、本事業の事業者に選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を 実施する SPC を本市内に設立することとする。なお、事業予定地内に設立することは不可とす る。

SPC の株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分をしてはならない。

6 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

7 入札参加者及び協力企業の変更

代表企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

8 電子入札サービスの追加登録

国立市指名業者登録名簿に登録されていない者は、入札参加表明時までに電子証明書を取得の上、電子入札サービスへの登録を完了させておくこと。登録手続の詳細は行政管理部総務課契約係に問い合わせること。

第4 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュール(予定)は、以下のとおりである。

日 程	内 容
令和2年10月12日	入札の公告、入札説明書等の公表
令和2年10月19から21日	入札説明書等に関する説明会、配送校説明会の開催
令和2年10月23日	入札説明書等に関する第1回質問受付締切
令和2年11月上旬	入札説明書等に関する第1回質問・回答の公表
令和2年11月19日	入札説明書等に関する個別対話
令和2年12月上旬	入札説明書等に関する個別対話結果の公表
令和2年12月14日	参加表明書、入札参加資格審査書類の受付締切
令和2年12月14日	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
令和2年12月下旬	入札説明書等に関する第2回質問・回答の公表
令和2年12月下旬	入札参加資格審査結果の通知
令和3年2月8日	入札書類審査書類の受付締切
令和3年3月中旬	提案書の内容に関するヒアリング
令和3年3月下旬	落札者の決定及び公表
令和3年4月中旬	基本協定の締結
令和3年5月下旬	仮事業契約の締結
令和3年6月下旬	市議会の議決

第5 入札手続等

1 担当窓口

入札手続きについての本市の担当窓口を次のとおり定める。各手続き、連絡先、提出先等は、 特に指定のない限り下記を窓口とする。

担当窓口:東京都国立市教育委員会 教育総務課 教育施設担当

所在地: 〒186-8501 東京都国立市富士見台 2-47-1

電 話:042-576-2111 (内線 325)

FAX: 042-576-3277

E-mail: sec_kyosomu@city.kunitachi.lg.jp

2 入札に関する手続

(1) 入札公告、入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、令和2年10月12日(月)に、本事業の調達に係る入札公告を 行い、あわせて入札説明書等を国立市公式ホームページ上で公表する。

(国立市公式ホームページアドレス http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/)

(2) 資料の閲覧

要求水準書の閲覧資料の閲覧を次のとおり行う。

ア 閲覧期間:入札説明書等公表の日から10月23日(金)正午まで

イ 閲覧方法:閲覧を希望するものは、事前に上記1 の担当窓口に連絡すること。

ウ 閲覧場所:上記1 の担当窓口

エ 資料の貸出し:資料の貸出を希望するものは、上記1 の担当窓口に申し出ること。

(3) 入札説明会等

入札説明書等に関する説明会、事業予定地の説明会を次のとおり開催する。

ア 入札説明会

日 時:令和2年10月19日(月)午後2時から午後2時30分まで

会場:第一給食センター大会議室

所在地:国立市富士見台 2-47-3

イ 事業予定地説明会 入札説明書等に関する説明会終了後に行う。

ウ 参加資格:本事業に参加を予定している者とし、参加人数は1社の参加人数は2名 以内とする。

エ 受付期間:入札説明書等公表の日から10月15日(木)正午まで

オ 受付方法:9月28日(月)に国立市公式ホームページにおいて公表した様式1「入 札説明書等に関する説明会、配送校見学会参加申込書」に必要事項を記 載の上、上記1 の担当窓口に原則として電子メールにより提出するこ

(4) 配送校説明会

配送校配膳室に関する現地説明会を次のとおり開催する。

ア 開催日時:令和2年10月19日(月)から10月21日(水)まで

10月19日(月):事業予定地説明会終了後~午後6時

10月20日(火):午後2時30分~午後6時

10月21日(水):午後2時30分~午後6時

イ 開催場所:市立小・中学校(全11校)

ウ 参加資格:本事業に参加を予定している者とし、1 社の参加人数は2名以内とする。

また、説明会当日は、当日から2週間以内に受けた検便検査結果を持参することとし、結果が「陰性」の方のみが配膳室に入室可とする。なお、検便検査には、赤痢菌、腸チフス、パラチフスA、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌0157、ノロウイルスの検査を含めることとする。

エ 受付方法:9月28日(月)に国立市公式ホームページにおいて公表した様式1「入 札説明書等に関する説明会、配送校見学会参加申込書」に必要事項を記 載の上、上記1 の担当窓口に原則として電子メールにより提出するこ と。

(5) 入札説明書等に関する第1回質問・回答

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間:入札説明書等公表の日から10月23日(金)正午まで

イ 受付方法:様式2「入札説明書等に関する質問書」に必要事項を記載の上、上記1 の担当窓口に原則として電子メールにより提出すること。 ウ 回答:令和2年11月上旬に国立市公式ホームページにおいて公表する予定である。

(6) 入札説明書等に関する個別対話

市及び本事業に参加を予定している者が十分な意思疎通を図ることによって、入札参加者が本事業の趣旨、市の要求水準書等の意図を理解することを目的として、本市と事業者との個別対話を実施する。

ア 開催日時:令和2年11月19日(木)(予定)

イ 開催場所:国立市役所

- ウ 参加資格:本事業に参加を予定している者とし、参加人数は5名以内とする。なお、 入札参加グループの組成を予定している複数社で出席することも可と し、この場合の参加人数は合計で10名以内とする。
- エ 参加申込:様式 3-1「個別対話参加申込書」に必要事項を記載の上、11 月 9 日(月) 正午までに、上記 1 の担当窓口に原則として電子メールで送付すること。日時及び会場の確定等については、参加申込のあった事業者全てに 個別に連絡する。
- オ 質問受付:様式 3-2「個別対話の議題」に必要事項を記載の上、11 月 13 日 (金) 正午までに、上記 1 の担当窓口に原則として電子メールで送付すること。
- カ 位置づけ等:個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に限り、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、令和2年12月上旬に国立市公式ホームページにおいて公表する。

(7) 参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付

参加表明書及び入札参加資格審査書類を提出する入札参加者は、関係する書類を次の期間に提出すること。

ア 受付期間: 令和2年12月10日(木)から12月14日(月)までの、午前8時30 分から正午まで及び午後13時から午後17時まで(土曜・日曜を除く)

イ 提出場所:上記1 の担当窓口

ウ 提出方法:持参すること。

エ 提出書類:参加表明書、入札参加資格審査に関する提出書類(「第9提出書類」を 参照)

オ 提出部数:2部を提出すること。

カ 審 査:提出された入札参加資格審査書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。入札参加資格審査書類が全て揃っている入札参加者について、入札参加資格等が本市の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。

キ 結果通知:入札参加資格審査の結果は、書面により令和2年12月25日(金)まで に、随時郵送する。

(8) 入札説明書等に関する第2回質問・回答

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間:個別対話結果の公表日から12月14日(月)正午まで

イ 受付方法:様式2「入札説明書等に関する質問書」に必要事項を記載の上、上記1 の担当窓口に原則として電子メールにより提出すること。

ウ 回 答: 令和2年12月下旬に国立市公式ホームページにおいて公表する予定で ある。

(9) 入札書類審査書類の受付

入札書類審査書類を提出する入札参加者は、関係する書類を次の期間に提出しなければならない。入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

ア 受付期間: 令和3年2月4日(木)から2月8日(月)までの、午前8時30分から正午まで及び午後13時から午後17時まで(土曜・日曜を除く)

イ 提出場所:上記1 の担当窓口

ウ 提出方法:持参すること。

エ 提出書類:入札書類審査に関する提出書類、提案書、基礎審査項目チェックシート (「第9提出書類」を参照)

オ 提出部数:「様式集(入札書類審査)」を参照

なお、入札を辞退する者は、入札辞退届(様式集(入札参加資格審査)様式 3-1)を、令和 2 年 2 月 3 日 (水)までに、上記 1 の担当窓口まで提出すること。以降の辞退は認めないものとする。

(10) 入札の手順

- ア 入札参加資格を満たしていると評価された入札参加者について、提出された入札書 類審査書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- イ アの書類が全て揃っている入札参加者の入札書類審査書類について、落札者決定基準に従い、審査を行う。
- ウ 審査された入札参加者の入札書(入札書類審査に関する提出書類「様式 A-3」)を 開札する。開札は、入札参加者の立会いの上行うものとする。
 - a. 開札日時:令和3年3月中旬(予定)
 - b. 開札場所:決定後、入札参加者に連絡する
- エ 入札書に記載する入札金額は、消費税等抜きの金額を記載する。入札金額が、本市 の設定した予定価格を超えている場合は失格とし、その場で当該入札参加者に通知する。なお、全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札(2回目)は行わない。
- オ 入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方 自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項に規定する総合評価一般競争入札により落札 者を決定する。
- カ 本市は、別に公表する落札者決定基準に基づき、国立市立学校給食センター整備運 営事業 PFI 事業者評価委員会設置要綱に規定する事業者評価委員会による提案内容 の審査と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。
- キ 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、令和3年3月下旬頃に決定通知を行う。

(11) ヒアリング等の実施

本市は、入札参加者に対し、令和3年3月中旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、該当者に別途連絡する。

3 入札参加に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類審査書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除するが、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

ア 本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結している者

イ 本市若しくは国(独立行政法人等を含む。)又は他の地方公共団体(公社等を含む。)と規模をほぼ同じくする契約を締結した者

規模をほぼ同じくする契約とは、以下のとおりであり、a 及びb の要件を満たしていなければならない。

- a. 建設業務を行う者が、建築一式工事において、延べ面積 2,000 m²以上の公共施設の施工実績を有していること。
- b. 運営業務を行う者のうち、給食調理業務を行う者が、平成21年4月以降に学校給食センターにおいて、4,000食/日以上の調理業務の実績を有していること。

(4) 契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(6) 特許権等

提案の中で特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

(7) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。 なお、提出書類は返却しないものとする。

(8) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 公告に示した入札参加者の備えるべき参加資格のない者の提出した入札書類審査 書類
- イ 事業名及び入札金額のない入札書類審査書類
- ウ 委任状を提出しない代理人の提出した入札書類審査書類
- エ 郵便、電話、電報及びファクシミリにより提出した入札書類審査書類
- オ 入札参加者氏名及び押印のない又は判然としない入札書類審査書類
- カ 事業名に誤りのある入札書類審査書類
- キ 入札金額の記載が不明確な入札書類審査書類
- ク 入札金額を訂正した入札書類審査書類
- ケ 1つの入札について同一の者がした2以上の入札書類審査書類
- コ 入札書類の受付期間締切までに到達しなかった入札書類審査書類
- サ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者 の提出した入札書類審査書類
- シ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反 し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる 者の提出した入札書類審査書類
- ス 予定価格を上回る価格を提示した入札書類審査書類
- セ その他入札に関する条件に違反した入札書類審査書類

(10) 必要事項の通知

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

4 入札予定価格

事業契約書に定める設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価と維持管理及び運営業務のサービスの対価からなるサービスの対価の予定価格は、本施設完成・引渡し後に、本市から一括で支払われる予定の一時支払金を含め、事業期間の総額は5,722,604千円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)、6,288,408千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

第6 入札書類の審査

1 事業者評価委員会

事業者の選定に当たり、本市に学識経験者等で構成する事業者評価委員会を設置する。事業 者評価委員会は、落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討を行うととも に、入札参加者から提出された提案の審査を行う。

	氏名	所属
委員長	安登 利幸	亜細亜大学 都市創造学部 都市創造学科 教授
副委員長	井原 静香	令和元年度市立学校給食センター運営審議会委員
委員	堀端 薫	女子栄養大学 栄養学部 准教授
委員	林 立也	千葉大学 大学院工学研究科 准教授
委員	林 薫	白梅学園大学 子ども学部 子ども学科 教授
委員	久保 麻理	令和元年度市立学校給食センター運営審議会委員
委員	小林 理人	国立第二小学校 校長
委員	久保 直子	市立学校給食センター 栄養士

2 審査方法

審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格審査と入札書類審査に分けて実施する。提案内容及び入札価格を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を選定した後、本市が落札者を決定する。

3 審査項目等

審査項目は、以下のとおりとする。詳細は、落札者決定基準を参照すること。

資格審査	入札参加者の資格審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査
	設計業務の提案に関する審査
	建設・工事監理業務の提案に関する審査
	維持管理業務の提案に関する審査
	運営業務の提案に関する審査
	提案価格に関する審査

(1) 落札者の決定

本市は、優秀提案の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

ただし、優秀提案が複数ある時(総合評価点が同点の時)は、性能評価点が最も高い者を 落札者とする。

(2) 落札者を決定しない場合

本市は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

なお、入札参加者が1者であり、落札者決定基準において定めている総合評価点の基準点 に満たない場合は、落札者として選定しない。

(3) 落札者決定通知及び審査結果の公表

本市は、落札者決定後、入札参加者の代表企業に対して通知するとともに、国立市公式ホームページにて審査結果を公表する。

第7 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、 入札書類審査書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を 満たしていない場合は失格とする。

1 立地条件等

本施設が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

① 事業予定地:国立市泉1丁目 3-6

② 敷地面積 : 3,823.76㎡

③ 地域地区等:i) 準工業地域(建蔽率60%, 容積率200%)

ii) 日影規制:

5時間以上(敷地境界線からの水平距離5m~10m以内の範囲)

3時間以上(敷地境界線から水平距離10mを超える場合)

測定水平4.0m

④ 土地の所有:定期借地(60年間)

⑤ 接続道路 : i) 北東側道路8.0m (南第64号線)

ii) 南西側道路8.0m (南第65号線)

iii) 北西側道路8.0m

⑥ 浸水想定高さ : 0.5m以上~3.0m未満 (2日間総雨量588mm)

2 施設の設計及び建設・工事監理、維持管理及び運営等の提案に関する条件

施設の設計及び建設・工事監理、維持管理及び運営等の提案に関する条件は、第2の7事業の対象範囲で示す事業者の事業範囲、及び要求水準書に示すとおりとする。入札参加者は、これらの条件を踏まえた上で、入札書類審査書類を作成するものとする。

なお、自主事業は任意とし、独立採算事業として提案すること。

3 業務の委託

事業者は、事前に本市の承諾を得た場合を除き、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に設計、建設・工事監理、維持管理及び運営業務の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできない。また、事前に本市の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。なお、業務の委託又は請負は全て事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

4 資金計画・事業収支計画に関する条件

① 要求水準書に記載されている食数の推計値を参考に、事業契約約款(案)別紙5第1項に基づいて、固定費及び変動費を算出すること。ただし、提案にあたっては、条件

を統一するため、食数は 5,000 食/日、年間給食提供日数は 194 日として提出することとする。

② 設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に係る一時支払金は、1,744,925 千円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)を、提案書の提出時に一時支払金として想 定すること。

5 本市の費用負担

以下の費用については、本市が費用負担するものとする。

- ア 光熱水費 (維持管理及び運営期間中)
- イ 電話料金等(インターネット通信費を含むが、事業者側に発生する費用を除く。)
- ウ 大規模修繕費
- エ モニタリングに係る費用(事業者側に発生する費用を除く。)

6 サービスの対価

事業契約約款 (案) 別紙4及び別紙5に基づく。

7 本市による事業の実施状況及びサービス水準の監視

事業契約約款(案)別紙2に基づく。

8 土地の使用

本事業の事業予定地は本市が定期借地契約にて借地する土地である。事業者は、工事着手予定日をもって、本施設の引渡し日までの期間、建設工事等の遂行に必要な範囲で、本市が借地する事業予定地を無償で使用することができる。

9 保険

事業契約約款(案)別紙3に基づく。

10 本市と事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては、自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響についても自らの負担で対応するものとする。ただし、事業者が事業者のみでは対応することが難しいと認められるリスク及び本市が対応すべきと認められるリスクについては、本市が責任の一部又は全部を負担することとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者との基本的なリスク分担の考え方は、事業契約書(案)に示すとおりであり、 入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

11 財務書類の提出

事業者は、事業期間中、毎事業年度の財務書類を作成し、毎会計年度の最終日から起算して 3箇月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けたうえで、監査済財務 書類の写しを本市に提出し、本市に監査報告を行うこと。

第8 契約に関する事項

1 契約手続き

(1) 契約の条件

落札者と本市は、事業契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意し、これを締結するものとし、基本協定書の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。また、SPC 設立後、速やかに仮事業契約の締結を行うものとする。

なお、本契約の締結は、PFI 法第 12 条及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和 39 年 4 月国立市条例第 9 号)の規定により、国立市議会の議決を経たうえで締結することとなる。当該仮事業契約は、市議会でこの仮事業契約の締結に係る議案が議決された時に本契約となるものとし、契約締結日は、当該議決を得た日とする。ただし、本市は、当該議案が市議会で議決されなかった場合でも、仮事業契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(2) 契約の解除

落札者決定後、本事業契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が第3の入札 参加者の備えるべき参加資格要件に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮 事業契約を締結しないことがあり、又は仮事業契約を締結しているときはこれを解除するこ とがある。

2 契約の枠組み

(1) 対象者

SPC

(2) 締結時期及び事業期間

仮事業契約の締結: 令和3年5月

事業契約の締結(市議会の議決を得た日):令和3年6月

事業期間は、事業契約締結日より令和20年7月末日までとする。

(3) 事業契約の概要

事業者が本市を相手方として締結する事業契約は、事業契約書(案)によるものとし、事業契約書(案)の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。

事業契約は、本市の提示内容、事業者の提案内容及び事業契約書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき施設整備、維持管理及び運営業務に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、落札者の入札価格に、当該入札価格中の消費税等課税対象額に係る消費税等相 当額を加えた金額とする。

4 契約保証金

事業契約約款(案)第36条及び第58条に基づくものとする。

5 事業者の事業契約上の地位

事業者は、本市の事前の承諾がある場合を除き、事業契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の方法により処分してはならない。また、本市の事前の承諾がある場合を除き、入札参加者等が保有する SPC の株式を譲渡し、担保権等を設定し、又はその他の処分をしてはならない。なお、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も、同様とする。

第9 提出書類

1 入札時の提出書類

入札時に提出する書類は、次表のとおりとする。詳細は、様式集(入札参加資格審査)及び 様式集(入札書類審査)を参照のこと。

(1) 入札参加資格審査書類

① 参加表明書			
・参加表明書	(様式 1-1)		
② 入札参加資格審査に関する提出書類			
• 資格審查申請書	(様式 2-1)		
・設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-2)		
・建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-3)		
・厨房機器等の調達及び設置業務を行う者の参加資格等要 件に関する書類	(様式 2-4)		
・工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-5)		
・運営業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-6)		
・入札参加者構成表及び役割分担表	(様式 2-7)		
・委任状 (構成企業及び協力企業→代表企業)	(様式 2-8)		
委任状(代表企業用)	(様式 2-9)		
・事業実施体制	(様式 2-10)		
・会社概要書 (代表企業、構成企業及び協力企業の全企業)	(書式自由)		
・定款(代表企業、構成企業及び協力企業の全企業)	(書式自由)		
・決算報告書(代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、 直近3箇年)	(書式自由)		
・登記簿謄本(代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、 直近の履歴事項全部証明書原本)	(書式自由)		
・納税証明書(その3の3)(代表企業、構成企業及び協力 企業の全企業、入札公告日以降に申請した証明書)	(書式自由)		
③ その他			
・入札辞退届(辞退する場合のみ)	(様式 3-1)		

(2) 入札書類審査書類

① 入札書類審査に関する提出書類		
• 入札書類審査書類提出書	(様式 A-1)	
• 入札参加者構成表	(様式 A-2)	
・入札書	(様式 A-3)	
・入札価格計算書	(様式 A-4)	
・要求水準書及び添付書類に関する確認書	(様式 A-5)	
② 提案書		
・事業計画全般に関する事項	(様式 B-1∼8)	
・設計業務に関する事項	(様式 C-1∼6)	
・建設・工事監理業務に関する事項	(様式 D-1∼3)	
・維持管理業務に関する事項	(様式 E-1∼8)	
・運営業務に関する事項	(様式 F-1~7)	
・事業収支等提案書類	(様式 G-1~3)	

・提案価格等提案書類	(様式 H-1~4)
・事業スケジュール表	(様式 I-1)
• 計画図面等提案書類	(様式 J-1~18)
③ 基礎審査項目チェックシート	(様式 K-1)

第10 その他

1 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかったときは、本市は、事業契約を解約することができる。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が 困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解約することができる。

ウ 前2号により事業契約が解約された場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業 契約を解約することができる。

イ 前号により事業契約が解約された場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本市又は事業者は、事業契約を解約することができる。

2 金融機関と本市の協議(直接協定)

本市は、本事業の安定的な継続を図るために、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することがある。